

発 日 監 第 2 9 号

平成31年3月18日

日 南 町 長      中 村 英 明      様  
日南町議会議長    村 上 正 広      様

日南町監査委員 藤森 高善

日南町監査委員 近藤 仁志

平成30年度定期監査（第2回）の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同法同条第9項の規定に基づき、次のとおり提出します。

なお、同条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

## 平成30年度定期監査（第2回）の結果

### 1. 監査の期間

平成31年2月13日、14日

### 2. 監査を実施した事項

平成30年度（第2回）は、特に次の点について監査を行った。

#### (1) 総務課

- ・ 山上分団消防機庫新築工事
- ・ 日南町避難所整備事業補助金 細屋構造改善センター
- ・ 自主防災組織育成助成事業補助金（日野上まちづくり推進協議会）

#### (2) 企画課

- ・ 生山定住促進団地建築補助金
- ・ 日南町営バス小型車両（10人乗り）購入
- ・ 賃貸住宅建設管理運営事業建設資金利子補給を行っている住宅の入居状況

#### (3) 住民課

- ・ 土地・家屋台帳システム連携対応業務
- ・ 町税等未収金取組み会議の実施状況
- ・ 家庭用発電設備等導入推進補助金の活用状況

#### (4) 福祉保健課

- ・ あかねの郷介護リフト購入業務
- ・ あかねの郷厨房機器更新業務

#### (5) 保育園

- ・ 食器消毒保管機購入

#### (6) 農業委員会

- ・ 農業者年金の加入状況及び受給請求処理について

#### (7) 農林課

- ・ 平成30年度日南町農業振興事業費補助金（そば刈取り用コンバイン）
- ・ 平成30年度イノシシ捕獲奨励金
- ・ **【繰越】** 平成29年度林業成長産業化地域構想補助金（ICT技術活用）

#### (8) 建設課

- ・ 日南町農林業生産基盤整備事業補助金
- ・ 公営企業会計の適用スケジュールについて
- ・ 日野上・生山地区統合簡易水道事業浄水場改修工事
- ・ 浄化槽維持管理業務（平成30年度前期分）

#### (9) 教育課

- ・ 【繰越】 日南町体育館改築工事（建築）

#### (10) 日南病院

- ・ 感染症検査業務支援システムの購入
- ・ 超音波診断装置の購入

### 3. 監査の範囲及び方法・結果について

監査項目のうち工事関係及び委託関係事業については、事前に監査調書作成を求めた。提出された監査調書の項目に基づき、担当課長・担当職員に説明を受け、監査委員が起案文書、入札関連書類及び契約書類等の調査をするなどの方法により実施した。

なお、監査調書作成を行わない監査項目については、事務事業の実施内容等を監査委員が担当課長・担当職員から聞き取りをするなどの方法により実施した。

監査の結果、次の事項については、改善の検討や適正処理をされるよう要望する。

なお、指摘するには至らなかったが、監査を執行するなかで、改善・検討を要する事項については、その旨指示した。

#### (1) 町税の賦課徴収事務について

町税等未収金取組み会議の実施状況の聴き取りにおいて、町税（町県民税、固定資産税、国民健康保険税）の納付方法を現在の10期納付から4期納付にすることについて検討しているとの報告を受けた。

多くの市町村が4期納付を行っており、日南町の10期納付は独自の方法である。標準的な電算システム（ソフトウェアパッケージ）は4期納付を想定して設計しており、賦課徴収システムの改修を行う場合は独自のプログラム変更が必要となる。

現在、電算処理の経費節減を図るため、県西部市町村による電算システムの共同運用を検討しているが、この10期納付は他の市町村と共通性がないために、別途経費が嵩むこととなる。4期納付にすることにより経費節減とコンビニ納付が可能となり、住民サービスの向上と費用対効果は期待できるが、納税者にとっては10期納付のように毎月の納付額が均等にならない難点があり、これが収納率の低下や滞納のきっかけとなる可能性もある。

今後、4期納付の方針を決めるにあたっては、事前に説明会を行うなど周知徹底され町民の十分な理解を得た上で実施していただきたい。

## (2) 契約書作成の不備について

契約書は町と相手方とお互いの合意により、義務、権利等を明確に記した極めて重要な書類である。

この度の監査において、収入印紙が貼り付けされていないもの、収入印紙に消印がないもの、住所の間違いなどが散見された。とりわけ同一契約書において、町保管の契約書には町長印、相手方の契約書には職務代理人印が押印されていたことはもってのほかである。

間違いに至った経緯を検証し、今後書類作成には万全を期するとともにチェックの徹底を図っていただきたい。